

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 三 号

平成二十三年五月二十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 奥田 建君

理事 滝 実君 理事 辻 惠君

理事 橋本 清仁君 理事 樋口 俊一君

理事 牧野 聖修君 理事 稲田 朋美君

理事 平沢 勝栄君 理事 大口 善徳君

理事 相原 史乃君 理事 大泉ひろこ君

理事 川越 孝洋君 理事 京野 公子君

理事 熊谷 貞俊君 理事 黒岩 宇洋君

理事 黒田 雄君 理事 桑原 功君

理事 階 猛君 理事 橘 秀徳君

理事 中島 政希君 理事 三輪 信昭君

理事 水野 智彦君 理事 森岡洋一郎君

理事 山岡 達九君 理事 湯原 俊二君

理事 横糸 勝仁君 理事 河井 克行君

理事 北村 茂男君 理事 柴山 昌彦君

理事 棚橋 泰文君 理事 森 英介君

理事 柳本 卓治君 理事 城内 実君

法務大臣 江田 五月君

法務副大臣 小川 敏夫君

法務大臣政務官 黒岩 宇洋君

政府参考人(警察庁長官官房審議官) 田中 法昌君

政府参考人(法務省刑事局長) 西川 克行君

政府参考人(外務省総合外交政策局長) 鶴岡 公二君

法務委員会専門員 生駒 守君

委員の異動

五月二十五日

辞任 井戸まさえ君

補欠選任 湯原 俊二君

野木 実君 森岡洋一郎君
山崎 摩耶君 山岡 達九君
同日 森岡洋一郎君 野木 実君
山岡 達九君 山崎 摩耶君
湯原 俊二君 井戸まさえ君

辞任

補欠選任

五月二十四日

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

○奥田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。江田法務大臣。情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○江田国務大臣 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、コンピュータが広く社会に普及し、その機能も高性能化が一層進んで複雑かつ多様な情

報を処理することが可能になっていくとともに、世界的な規模のコンピュータネットワークが形成され、コンピュータとそのネットワークが極めて重要な社会的基盤となっております。

このような情報技術の発展に伴い、いわゆるコンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面においても、コンピュータや電磁的記録の特質

に応じて手続を整備する必要が生じております。加えて、サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得るものであり、国際的な対策が極めて重要となつていくところ、平成十六年四月に国会において承認されたサイバー犯罪に関する条約は、国際的に協調してサイバー犯罪に効果的に対処する上で、重要な意義を有するものであります。

また、厳しい経済情勢が続く中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯は依然として後を絶たない状況にあるところ、強制執行手続の適正の確保を図り、権利実現の実効性をより一層高めるためには、この種の事犯に適切に対処することが必要であります。

そこで、この法律案は、このような近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の情状にかんがみ、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他の法律を改正し、所要の法整備を行うとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。第一は、情報処理の高度化に伴う犯罪に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、実体法及び手続法の整備を行うものであ

ります。

すなわち、実体法の整備としては、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成、提供する行為等を処罰する不正指令電磁的記録作成等の罪を新設するとともに、電気通信の送信によるわいせつな電磁的記録の頒布等を新たに処罰の対象とするなどしてあります。

また、手続法の整備としては、電子計算機の差し押さえに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成、変更をしたまたは変更、消去ができる電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから当該電磁的記録を複写することができるものとする、電磁的記録の保管者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、当該記録媒体を差し押さえる記録命令つき差し押さえを新設することなどのほか、通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定や、電磁的記録の没収に関する規定等の整備を行うこととしてあります。

第二は、強制執行妨害行為等についての罰則の整備を行うものであります。すなわち、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な、封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官等の関係者に対して行われる妨害行為、競売開始決定前に行われる競売手続の公正を害するような行為等の強制執行を妨害する行為を新たに処罰の対象とし、その法定刑を引き上げるとともに、報酬目的または組織的な犯罪として行われる場合に刑を加重することとしてあります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、この法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○奥田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○奥田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官田中法昌君、法務省刑事局長西川克行君、外務省総合外交政策局長鶴岡公二君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○奥田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。辻恵君。

○辻委員 民主党、辻恵でございます。

この情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案、これ自体は、過去三度にわたって、いわゆる共謀罪とあわせて三つの法案が提案されて、いずれも廃案になっている、その三つの法案の中から共謀罪のみを取り除いて、残りの二つの法案を今回提出されているということであります。

確かに、前回は民主党は反対であり、修正意見を出していたという経緯がありまして、その意見を受ける形で、今回のこの法案においては、「正当な理由がないのに」という文言を付加した。したがって、アンチウイルスソフトの開発や試験、バグ等については本犯罪には含まれないんだというような説明がなされております。

そしてまた、事前に、いざれ差し押さえるという前提でプロバイダー業者等に通信の履歴を消去しないよう確保しておいてはいい、保全しておいてほしいというようなことに関しては、必要性の要件を加えた。また、その保全要請について

は、従来は口頭であったのを書面で行うことにした。さらに、保全期間について九十日というのを最大六十日にしたということで、部分的に修正がなされているということでもあります。

しかし、私は、なお通信の秘密や表現の自由という観点から多大な問題があるというふうに感ぜざるを得ません。そういう意味において慎重な審議をしなければいけないし、仮に成立をしたという場合には、捜査機関が権限を濫用しないような歯どめを講じることがやはり重要になってくるだろうというふうに思います。

その上で、具体的に幾つかの点について大臣にお伺いしたいと思いますが、「正当な理由がないのに」、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」の作成が構成要件とされていて、それが実行の用に供したということであり、それが「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」行為は、これだけを読めば、例えば個人のプログラマーが自宅でいろいろソフトのプログラムの開発を行っていて、それは外界との具体的な接触がまだない時点なんですね、作成というのは、

ですから、ある意味では、個人のプログラマーが、みずからの思想、表現の自由の一環としてプログラムの作成に当たっている、それはまだ具体的に、何をやっているのかは、外界とは全然接触がないから外からは知ることができない状態なわけです。そういう状況の中で、そのプログラムの作成が、正当な理由がないのにか、意図に沿うべき動作をさせないようなものの作成だったのだということは、捜査機関においてはどのようにこれを覚知できるのでしょうか。

○江田国務大臣 コンピューターウイルスの持っている社会的危険性というものは、これはもうかなり広範囲にそういうことでコンピューター秩

序が乱されているということがあって、大きなものがあると思っております。

そして、コンピューターウイルスが実際に悪さをする段階に至るまで待つて、実際にいろいろな悪さをして、その後に取り締まるという方法もあるいはあるかと思いますが、しかし、コンピューターウイルスの持っている社会的危険性を考えると、やはりこれは一定の限度で危険犯として処罰の対象にすべき必要があると我々は思ったわけでございます。

しかしながら、これは委員おっしゃるとおり、さまざまな態様のものがあるので、しかもまだ実際にコンピューター秩序の中に入っていない段階です。そこで、そこはわからないということがあって、そこで、その部分の制約をするために、一つは目的、もう一つが正当な理由がない、二つの縛りをかけたわけ、今委員のお尋ねは、その二つの縛りはそれでいいとして、それをどうやって認識するかということですね。

これはやはり行為の態様で具体的に見ていくほかはないかと思いますが、その作成の際におけるいろいろなメモがあったり、あるいは人との会話の中で、これでひとつやってやろうと思うんだとかいろいろなことがあって、そういうような周辺のさまざまな事情から判断することができるといふように考えておりました。単にコンピューターウイルスがあったというだけで、単に罰になるということではないと思っております。

○辻委員 やはり刑法犯として処罰されるというのは、現実には利益が侵害される、法益が侵害されるという結果が重要だと思っております。

この作成罪というのは、つまり、例えばプログラマーが自宅で趣味でプログラムソフト開発をしていた、それ自体は、まだ外界との接触がないし、仮にウイルスと言われるようなもので妨害的なソフトを開発していたとしても、それを使うかどうかはまだわからないわけですし、現実には具体的にそれを使用すれば被害が生じるというふうになるわけでありまして、それ以前の段階な

わけですね。

なぜ、従前、共謀罪と一緒に三つの法案ということで法案が提出されてきたのかということを見れば、ある意味、共謀罪と通底する考え方がこの法案にはあるのではないかと。

つまり、本来、内心の自由は憲法で保障されているし、表現の自由も保障されている。コンピューターソフトの開発に当たって、みずからの知識を、自分の手元でいろいろ作業をやっているという、これはまだ、いわば内心の自由の枠の範囲の中の行為だと思っております。つまり、外界との接触がないわけだから、現実はまだ法益の侵害の具体的な危険性は全く発生していない、そういう段階を作成罪というふうにして処罰するのは、やはりこれは、いわば内心の意思を処罰するのと非常に近似した考え方ではないかというふうな指摘が現にあるわけですね。

私がお伺いしたのは、では、そういう段階の行為を、つまり使用罪と同等以上に重罰で処罰する対象にしているということは、犯罪の端緒というのとは、どこでそれは得ることができているのか。

そうすると、コンピューターソフトをいろいろ開発しているようなプログラマーで怪しげな人がいれば、きつとこれはいろいろなことをやっているだろうということを目をつけて、それで何らかの、今大臣おっしゃったように、例えばメモがあるとかいうようなことでガサ入れをして、そして、そのコンピューターをあけて、いや、ここで作成しているじゃないかというふうには、そこで初めて処罰の具体的な危険性を覚知するということになるわけであって、そういう意味では、こういう構成要件を認めること自体が、捜査機関の極めて恣意的な捜査権の濫用を誘引する危険性があるのではないかとというふうには私は思わざるを得ないわけでありまして。

やはりこのような具体的な外界に対する接触の危険性が生じていない段階で処罰できるというのは、この定義自身が極めて一義的ではないんですね。あいまいだし不明確だし、いつ何ときそ

うふうにガサ入れをされて、実はウイルスソフトを作成していたんだということと逮捕される危険、捜査機関の恣意があり得るし、逆に言えば、プログラマーの側からすれば、非常に萎縮的な効果が発生する。本来自由であるべき、表現の自由や内心の自由の表出活動の一環としてのプログラムの作成ということが抑圧されるような危険性があると思いますが、この点を、危険を払拭できるように捜査機関の側で戒めるべき節度というか、その点について、大臣、どうお考えでしょう。

○江田国務大臣 コンピューターウイルスというのは定義、これも、私もどうもこういうところはそれほど詳しい知識を持っていないので、定義を定めるのは難しいことだなと思いますが、しかし、さまざまな文言を使ってコンピューターウイルスというものを定義しており、そして、このコンピューターウイルスの持っている社会的な危険性、これはやはり今看過できないものがある状態になってきている。コンピューター秩序というのが単に国内だけでなく国際的にも広がって、そして、もう本当に社会生活を営む上で大変重要な社会的な基盤となっているので、この信頼はこれは確保していかなきゃならぬということで、危険犯として、通貨偽造の罪とか文書偽造あるいは有価証券偽造など、言ってみれば、そういうものと並ぶ形でコンピューターウイルス作成罪というものをここで出したわけでございます。

おっしゃるように、通貨偽造であっても、それは子供のおままごとに使おうとか、なかなかよくできたね、しかし、一見もう明らかに通貨の偽造ではない、単なるおもちゃだ、こんなものまで捜査機関が入ってくるようなことは、これは認められません。同じように、コンピューターウイルスであっても、そういう意図は全くなくて、目的においても、あるいは理由においても、正当な理由がないとかあるいはおかしい目的を持っているとかいうものが全く感知できない状態なのに捜査機関があえて入っていくというようなことは、これはあってはならないと思っております。

もともとの案に加えて、多くの人のとの協議の上で、「正当な理由がないのに」というものを、念のためという形ですが、目的だけでは押さえ切れない部分があつては困るので今回つけ加えておりますので、濫用の危険はそれだけ歯止めをつけていると思っております。

○辻委員 今おっしゃったコンピューター犯罪と言われるものというのは、多くは児童ポルノをめぐるものと著作権をめぐめるものであつて、個人のレベルでのプログラムの作成全般について、それを作成罪の対象として考えないかというの、やはり非常に包括的過ぎるのではないかと、うふうに私は思いますし、そこに捜査機関の権限の濫用の危険性があるということを描きしておきたいというふうに思います。

次に、記録命令つき差し押さえということなんですけれども、目に見えないものを差し押さえるわけでありまして、憲法三十五条で言えば、捜索、押収すべき場所を特定して、物を特定しなければいけない。特定する物が具体的に目に見えないというようなことがあるわけでありまして、けれども、例えば、指摘されていることから言えば、電気通信回線で、本社のパソコンと地方の支店のパソコンが接続されているような場合に、差し押さえるべき電磁的記録がどの支店のパソコンにあるか、実際にリモートアクセスしないとわからない。つまり、令状請求の時点で、裁判官による完全な審査、具体的にどここの場所の、つまり本店なのか支店なのか、そしてどういう対象なのかということの特定性が欠けることになる。

これは、広い範囲で、いわば捜査官の判断によつて非常に広く網打的に電磁的記録が押さえられる危険性があるのではないかと指摘があります。この点についてはいかがですか。

○江田国務大臣 個人が管理しているパソコンがあつて、そのパソコンにアクセスをして、そして、リモートアクセスというんだそうですが、別のパソコンにまで入り込んでいって、そこにあるいろいろなデータについてこれを読み取るという

ようなこと自体は、それは大いにあることで、その別のコンピューターの中にあるデータが怪しいというのでどうするかというのが問題なわけなんです。

この法律で、リモートアクセスということについては、別のコンピューターにあるデータを自分のパソコンから操作して、これをいろいろ変えたりすることができ、そういうものでなければ、差し押さえたまま記録命令つき差し押さえ、そういうものの対象にはしないということにしておりまして、ただコンピューターから離れた場所のコンピューターにアクセスできて、そこにデータがあるというだけで、それを差し押さえ等できるようにはしないということにしているということでございます。

○辻委員 だから、本社と支社で回線がつながれていて、それで、ではどの支店にその差し押さえるの対象となるものがあるのかというのとはわからない段階で令状をとると。

令状主義というのは、具体的な物を特定し、場所を特定し、そしてそれを裁判官が判断することによって、要するに差し押さえられないという自由が確保されているわけでありまして、やはりその点については、非常にあいまいな、余地を残すような場面が想定されるのではないかと。そこについての危険性はやはりなくなっていないか。そういうことを申し上げておきたいと思ひます。

時間の関係がありますから、次に進みますけれども、保全要請という点について。

これは、差し押さえる必要があるときに、プロバイダー等に対して、業務上実際に記録している通信記録のうち、必要なものを特定した上で、一時的に消去しないように求めるというのがこの保全要請だ。これは任意処分だ、強制処分ではないんだということなんですけれども、これはプロバイダー業者の方からいろいろ事情を聞いたところ、現実に行われている実際は、何日前に業者のところに、実はこれこれこういうものを差し押さえた、それがそれ以前に消去されたら困るか

ら保全しておいてくれ、消さないようにしておいてくれということをお願いして、プロバイダー業者がそれで保全をして、その後、差し押さえるの必要性が具体化したということで、さつき申し上げたような記録命令つき差し押さえがなされるということなんです。

そうすると、保全要請は前の法案では九十日前からできるということになっていて、この法案も最大六十日前からできるというふうになっていて、そうすると、六十日後に差し押さえるの必要性が具体化するものを六十日前から保全要請をするということとは、業者に対して非常に過酷な状況を強いることになるし、差し押さえるの具体性が実はあるからという前提で保全要請するけれども、六十日たつたら全くなつていくかもしれないわけであつて、そういう段階で保全要請をするということ自体、立法事実を欠くんじゃないか、具体的にこういうことで保全要請ということを認める必要性が欠けるんじゃないかというふうに思ひますけれども、この点いかがですか。

○江田国務大臣 保全要請は、その必要性については大いにあるということで、迅速に保全を求めることができる、そういう制度をつくらなきゃならぬ。そして、これは通信履歴に限って、内容まではいかないか、あるいは消去しないように求めるにすぎず、通信履歴がそのまま捜査機関に開示されるものではないとか、罰則がないとか、そういうようなことで許容されるものと考えております。

なお、期間について、これは三十日、そして必要があれば延長ができて最大六十日としているので、六十日後にやるから今置いておいてくれと言っているわけじゃない。直ちにでもやりたいけれども、それが三十日あるいは最大六十日まで延びることがあり得るということ、しかも差し押さえということが前提になっているわけでありまして、そうしたことを考えれば、もとの九十日というもののより随分限定をつけておりますので、業者に対する負担は過度にはなっていないのではな

いか、こう思っております。

○辻委員 業者の方に実際聞いたところ、せいぜい数日前に保全要請があつて、そして保全をした上で差し押さえがかかっているというのがほぼ現実なんです。

差し押さえるの必要性がある直前にやればいい、それを三十日前にわざわざやるというのは、その時点で差し押さえるの必要性が本当にあるのかないのか、不明なわけですよ。司法判断を審査することができない段階で、任意の要請ということで保全要請をするということは、ある意味で、警察等捜査機関から求められればプロバイダー等の業者はやはり従わざるを得ないわけでありまして、差し押さえるの必要性の有無がまだ明確でない段階で、そのときから保全要請がある意味で半ば強制されるというのは、これは非常にいかがなものかなというふうに私は思わざるを得ません。この点についても、捜査機関の権限が濫用されないような歯どめをやはりもっと具体的に考えるべきだろうというふうに私は思います。

そこで、これは、いわばサイバー犯罪条約を前提として、国会で決議をして批准をした場合に、サイバー犯罪条約が求める国内法化ということになったときに、通信履歴にとどまらず、通信内容にも及ぶ、そういう権限を捜査機関に与えよという話になるのではないかと、危険が指摘されておるわけであります。

これは、サイバー犯罪条約では、「締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。」というふうに条約には規定されていて、その中に、「自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。」と。

つまり、今は保全要請も含めて通信履歴だけにとどまっているというような話でありますけれども、サイバー犯罪条約が前提にしている国内法化

の基準というのは、通信履歴だけではなくて、通信記録そのものの収集、記録なんです。だから、通信内容も、これは次の法改正で、サイバー犯罪条約を批准した後、国内法化で、その趣旨に沿うべく改正をすべきだという意見が出てきて、現時点の通信履歴にとどまらず、通信内容にまで及ぶ危険性があるのではないかと、懸念が現実表明されておりますけれども、この点について、その懸念がないんだということについて、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○江田国務大臣 サイバー条約が求めている国内法整備については、これは私どもは、今回の法案で満たしていると考えておりまして、この法案を成立させていただいた後に、サイバー条約がこれでは批准できないじゃないか、加盟できないじゃないかというふうなおそれはないものと考えております。この法案が成立したら、そこからまた別のところへ広がっていくのではないかと、そういう御懸念については十分に注意をいたしますが、私どもとしては、そういうことは、断じてそういうことはしないというふうに考えております。

○辻委員 当面これは通信履歴ということに限られてはいるけれども、サイバー犯罪条約の批准後、通信内容にまで拡大するのではないかと、懸念が指摘されている点について、そういう懸念に進むことはあり得ないという御回答をいただいたというふうに思います。

そういう意味では、通信傍受法の全般的な改正にまで広がるのではないかと、危険の指摘についての御回答をいただいたのでありますけれども、サイバー犯罪条約に加盟したら、保全要請も含めて海外から要請を受けるといことで、例えば三十日前から保全要請をするんだというふうな話になるわけで、例えば、アメリカのFBIが日本のプロバイダー業者に、これはしかるべき機関を通じてだと思えますけれども、そういう要請をしてくる。

アメリカでは共謀罪が存在をいたしますから、

日本では、共謀罪ということで、まだ実行行為に至る以前の段階の行為を取り上げて、それを捜査の対象なりにするということはある得ないということでありまして、アメリカではそういうことがあり得るわけでありまして、それを前提に保全要請をプロバイダー業者にされてくるというふうなことは、実は、そこがもうある意味では考え方が通底してしまつて、共謀罪の対象として、それに沿う資料収集、証拠収集ということではないか、この法案に基づいて保全要請があり得るのではないかと、こういう問題点についてはどうお考えでしょう。

○江田国務大臣 これはもう委員御承知のとおり、いわゆる共謀罪については国会で大変な議論が行われました。当時、私どもは野党で、これは断固反対というところであるやうなわけでありまして、結果的には、共謀罪というものを新たな犯罪として我が国で取り入れるということとはしなかったわけでございます。

サイバー関係については、今回の法案が成立しますと、関係国の間で捜査の共助ということになりますけれども、その際は、やはり双罰性といえますか、両方ともが罰する犯罪となっていることについて共助ができるわけで、アメリカの共謀罪は我が国ではありませんから、アメリカが自国の共謀罪のことに付いて日本に捜査共助を求めてきても、これはそういう共助の義務というものは負っていないということになると思っております。

○辻委員 昨年の十月の段階で、法務省の次期通常国会提出予定法案という中には、今回の、これはコンピュータ監視法案というふうな指摘がある法案も含めて、共謀罪も含めて、去年の十月の段階では法案が予定されていたように思うんですね。

今なお、パレルモ条約の批准に当たって、国内法化が必要なのか、共謀罪を国内法化する必要があるのか。これは、従前は必要を前提として論じられてきたけれども、民主党も含めて、パレルモ

条約の批准には共謀罪の国内法化は不要なんだという立場に立っておりますが、なお、法務省や警察庁や金融庁等の間で、パレルモ条約の批准を前提に、共謀罪の成立に向けた協議が現に行われているか、それについても、どういう協議が行われているのか、それについての具体的な予定がどうなっているのか、この点について最後にお答えいただきたいと思います。

○江田国務大臣 パレルモ条約、国際組織犯罪防止条約ですね。これを締結して、国際社会と協調して組織犯罪を防止し、これと闘うというのは重要な課題であると思います。

その締結に伴う国内法の整備については、これはもちろん進めていくことは必要ですが、十七年に提出した法律のうち、特に共謀罪については、これは先ほども申し上げました、さまざまな議論をして、そして今はその制定はしないということになっているわけでありまして、そうした経過を踏まえて、法務省として、さまざまな意見を踏まえ、どのような法整備が必要かという観点から、関係省庁とも協議をして検討しているところであつて、これは、私ども、今までの経過はよく存じておりますので、そのことを踏まえるということをお願いしておきたいと思ひます。

○辻委員 最後に、日弁連は、一たんはこのコンピュータ監視法案は基本的にいいのではないかと、いうふうに見解をされましたけれども、今、慎重審議が求められているということを最後に付け加えて、私の質疑は終わります。

ありがとうございます。

○奥田委員長 次に、橋秀徳君。

○橋(秀)委員 民主党の橋秀徳でございます。

本日、質問の機会を与えていただいたて、ありがとうございます。きのうの昼に、あした質問しろということ、役所の皆さんにも御迷惑をおかけいたしました。外務省の総合政策局の方からは、もう日付が変わってから資料をいただいた次第でございます。まことに御迷惑をおかけいたしました。

ただ、そうしたところはあるんですが、ちょっとこの法案に関して、私は、非常に慎重というよりも、むしろ懸念、疑義を持っている一人であります。民主党の法務部門会議では、相当これは異論であつたり反対というものが相次いでいたのですが、何かいつの間にか結局決まってしまうて、法案が提出をされてしまったんじゃないか、そういった印象を持つものであります。

当法案は、平成十六年に提出されて、十七年に法務委員会で審議されて廃案となった犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案から、民主党が従前反対してきた共謀罪を抜いての提出ということになると思うんですが、ただ、この共謀罪の創設が外れたにもかかわらず、今回の法案の中では、作成罪、ただつくっただけで、使用しない、実行を伴わずに、三年以下の懲役または五十万円以下の罰金。何かあたかも、どうしても共謀罪を連想させるような、そうしたところがある印象を持っています。先ほどの辻先生の質疑でますます疑義が深まったというところでありまして、こうした姿勢で質問させていただきたいと思っています。

また、折がちやうど悪かったということも言えるのではないかと思います。いろいろな修正があつて、保全要請の主体を検察官等に限定ということでありますが、村木局長の事件、検察官のデータの改ざんということがまだ記憶に新しいところであつて、本当に時期が悪い、タイミングが悪いということも言いたいと思います。

それで、この法案について、ツイッターとかインターネット上では、法務省さんの方はサイバー法案ということを言われているわけでありますが、実際、この法案、コンピューター監視法案という呼び名で通用している次第であります。ネット上、ツイッター上、非常に懸念が表明されたところでありました。

まず、大臣、この法案、本当に大丈夫なのでしょいか。それから、提出に至る経緯、それから

意義について、改めて伺いたいと思います。
○江田国務大臣 大丈夫なのでしょいかと聞かれますとどきつといたしますが、これは大丈夫。

従来、旧政権の折に出されておりました共謀罪を含む法案について、今政権を預からせていただいている民主党を中心にして、大変な国会での論戦を繰り広げまして、そして共謀罪の新設はノーということになったわけでありまして。

確かにあのときに、共謀罪もございましたが、同時に、コンピューターウイルスの関係、強制執行妨害の関係などいろいろ入っております。議論は共謀罪に集中していただと思っております。今回、その共謀罪を除いた部分、これを、国際社会の要請にもこたえる上で、私もここへ提出したわけでございます。

しかも、当時の法案に対して、正当の理由がないとか、あるいは期間の問題であるとか、保全要請の主体の問題であるとか、いろいろなものを限定を加えておりますので、私は、最近のコンピューターシステム、ネットワークのシステム、この重要性を考えれば、これは今必要な法案であつて、大丈夫かと言われますと、大丈夫だということをお願いしておきたい。

○橘(秀)委員 それでは、大丈夫かどうかをまた審議の中で確認していきたいと思っています。

確かに、大臣おっしゃるとおり、サイバー犯罪というものの、私も実は、先月になるんですが、外務省の方からメールが来て、それを一回あけようとしたんですが、これは怪しいと思つて外務省の方に問い合わせましたら、ウイルスつきのメールでありました。それで、すぐそこで削除をしたわけであるんですが、今回、法案を提出するに当たつて、こういうサイバー犯罪がふえているという説明を刑事局さんの方から伺いました。

きょうは、警察庁の田中法昌審議官に来ていただいております。最近のサイバー犯罪、ネットに関連した犯罪の傾向について御説明いただければと存じます。

○田中政府参考人 コンピューター犯罪、サイ

バー犯罪の検挙件数でありますけれども、平成二十二年中は六千九百三十三件で、これは前年比で二百四十三件の増加であります。平成十二年に統計をとり始めておりますが、一貫して増加傾向にあります。

内訳につきましては、まず、他人のIDやパスワードを無断で利用する、いわゆる不正アクセス禁止法違反につきましては千六百一件、ネットワークを利用した詐欺あるいは児童ポルノ事犯等のいわゆるネットワーク利用犯罪は五千百九十九件、コンピューターや電磁的記録を対象とした犯罪は百三十三件でございます。

○橘(秀)委員 ありがとうございます。

今、種別でもお答えをいただいたわけですが、コンピュター、電磁的記録対象犯罪、警察庁さんの努力もある中で、実は大幅に件数は減つています。平成二十年に二百四十七件でありましたこの種の犯罪ですが、平成二十一年には五十二件の大幅減の百九十五件、それから、平成二十一年から二十二年にかけては六十二件の大幅減で百三十三件、平成二十年の二百四十七件から実は百十四件も減つている状況にあります。

今回提出のこの法案が射程におさめる犯罪というのは実は減少傾向にあるのではないかと、そう考へるわけですが、このことについて、田中法昌審議官、これはちよつと通告しておりませんので、よろしく願ひします。

○田中政府参考人 お答えいたします。

コンピューターウイルスという観点の御質問かと想像いたしますけれども、コンピューターウイルスに関連した犯罪の状況はどうだということとつてみますと、これは不正アクセス禁止法に当たる場合が比較あるということでありまして。

こういうような、いわゆる今申しました三つの類型に当たるとして検挙された事件でコンピューターウイルスに関連すると考えられるものは、これはあくまで警察庁に報告のあつた部分だけでござ

いますけれども、平成十五年から二十二年までに十三件を把握しております、そのうち十件は不正アクセス禁止法違反である、こういうことでございます。

○橘(秀)委員 ありがとうございます。

今御答弁にありましたとおり、不正アクセス禁止法でできる部分を除くと三件ということ、平成十五年から二十二年の間であります。

それから、サイバー犯罪、圧倒的に今回ふえているのは、児童ポルノの事犯であつたりとか、これは去年から二百七十六件、五四・四％の増加。それから、児童買春それから青少年保護育成条例の違反が百四十九件と、この法律の射程にあるところ以外のところが大幅に伸びていて、それを除いたときには逆に減少傾向にあるのではないかと

いうことを指摘させていただきたいと思っています。それでは、今回の改正案の細かい点について伺ひをさせていただいてまいります。

サイバー犯罪に関する条約、法務省お配りの今回の法案の五点セットの中の後ろに条約がありまして、後ろの方からめくつていただいて、二十ページ目に、条約の第十六条「設置されたコンピュータ・データの迅速な保全」というところがございます。「締約国は、特に、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによって設置された特定のコンピュータ・データ（通信記録を含む）が特に滅失しやすく又は改変されやすいと信ずるに足りる理由がある場合には、当該権限のある当局が当該コンピュータ・データについて迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によつて迅速な保全を確保することを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。」と、十六条の第一項にはあります。

私がこの点懸念いたしましたのは、この条約の十六条と、憲法二十一条の第二項に言う通信の秘密の保障の整合性であります。当然、条約でありますので、まずは調印の署名があつて、それから国内法制の整備を待つて、その後に批准という手続に行くと思うんですが、こ

の法律案が通ったとしても、この十六条の規定を満たすのかどうかというのが一点目の疑問。それから二点目に、そもそもこの十六条の内容というのは憲法二十一条に整合性がないんじゃないかということを思いました。

この署名、調印の際に、外務省さんの方でどういう議論をされたか、この憲法二十一条二項と十六条の関係について御答弁いただければと存じます。

○鶴岡政府参考人 サイバー条約あるいは実施法にとどまらずでございますけれども、政府は、一般に条約を締結するに当たりましては、誠実にこれを履行するとの立場から、憲法を初めとする国内法制との整合性を確保しております。サイバー犯罪に関する条約についても例外ではございませんで、条約と関連国内法令との間の整合性を確保した上で締結すべく、準備を行ってきておるところでございます。

ただいま御指摘の第十六条に関するところでございますが、御指摘の条約の案文の中でごらんをいただきますと、今の御指摘になられた資料の十八ページから「第二節 手続法」ということになつておるわけでございますが、十六条に参ります前に、第十五条という条文が置いてございます。この1のところで、「締約国は、この節に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法に定める条件及び保障」云々とございまして、この節に定められる事項につきましては国内法との整合性が確保されるということを定めているわけでございます。

すなわち、この条約第十五条は、通信の秘密が基本的人権の根幹にかかわる問題であることを十分認識した上で、この関連規定をどの程度まで実施すべきかにつきましては、各国国内法上の人権保障の要請を踏まえて、各国が個別に判断すべきものと定めているところでございます。すなわち、第十六条に規定されております保全要請の制度は、第十五条の規定に従うことが条件とされておるわけでございます。その実施につきまして

は、人権保障条項等との関係で許容される範囲での策定、実施がされるべきことが明示をされております。

したがいまして、我が国の憲法におきまして保障される通信の自由の範囲内で関連国内法も規定されることとなりまして、今回の改正法案における保全要請は、通信業者などが業務上の必要性などから既に記録している通信記録を一定期間消去しないように求めるものにはすぎません。保全要請を拒否した者に対する罰則もございません。また、その内容の捜査機関への開示を義務づけるものでもございません。したがいまして、保全要請の制度は、通信の秘密に関する憲法第二十一条第二項に適合するものと理解しておるところでございます。

○橋(秀)委員 済みません、事前に伺っていた中身では、当初の議論で、憲法二十一条二項と条約十六条との関係については、ほぼ連日にわたつていわゆる保全要請を継続すれば、事後的な傍受を認めるに等しいこととなり、通信傍受法において厳格な要件をもって規律している趣旨を没却するとの考えも示されていたということも踏まえての検討が行われたということですが、これではよろしいですか。

○鶴岡政府参考人 委員御指摘のとおり議論が条約策定過程で行われた上で、先ほど御紹介いたしました、そのような人権上の要請を勘案した上で第十五条の規定が置かれたものと理解しております。

○橋(秀)委員 次に、これを踏まえて江田法務大臣にお伺いさせていただきたいんですが、外務省さんの方でも、この二十一条二項との関係、慎重に議論をされたということ、通信傍受法のこと想定をされながらの検討ということでありました。

もう御案内のとおりであります。通信傍受法は、本当に必要な重大な組織犯罪に限定、薬物関連、それから銃器関連犯罪、集団密航、組織的に行われた殺人の捜査、この四種に限定をさ

れているはずであります。憲法二十一条の通信の秘密の保障というのは、通信の内容だけでなく通信の履歴にも及ぶというのがこれまでの通説だったと理解をしておるんですが、この点を含めて、保全要請と憲法二十一条第二項との整合性をあてねていただければと思います。

○江田国務大臣 確かに憲法二十一条第二項との関係が議論の対象になる、これはそのとおりだと思っておりますが、通信内容だけでなく通信履歴、これも通信の秘密の保障の対象となる、これはそのとおりだと承知をしております。

ただ、通信内容は、これはもう通信そのものから、憲法の規定がずばりと適用されるけれども、通信履歴となると、憲法の保障の対象ではあるけれども、やはり公共の福祉の観点から一定の限度というものはあるだろうと思っております。

で、今回の法案で私どもも必要性を十分に考え、さらに、許容性ということも今外務省の方からの答弁にもございましたが、履歴が捜査機関に開示される、これはそのためには差し押さえというものが前提としてなければいけないので、今回は、消去しないように求めるにすぎない、あるいは罰則等の制裁もないといったいろいろな限定を付しておりますので、憲法二十一条二項と整合するとい

うふうに解釈をしております。

○橋(秀)委員 大臣、電子メールは御自分でよくお使いになられますか。

○江田国務大臣 私は、そうしたことについては本当に素人でございますが、どの程度使っておればよく使ううちに入るのかというのはよくわかりませんけれども、コンピュータでメールを打ったり、あるいは受け取ったりすることは、私の年代の者の中では結構使っている方じゃないかと自分では思っています。よくということになるかどうかは、これは人の判断だと思います。

○橋(秀)委員 私も、まだ大学生のころというのは、レジュメをつくるのも先生にレポートを出すのも手書きでやっておりました。ちょうど私の、来月四十二歳になるんですが、ここを境に大部分世

代間ギャップがあると思います。それこそ昔は恋文といつて文字で書いたようなのが、今はほとんどメールで若い世代はやりとりをしているような状況でありまして、この通信の秘密ということ、もう今はメールは手書きの時代ではなくてメールの時代、電子レターの時代に入っていると思

います。

仲間たちの中で随分IT関係の仕事をやっている人が多いんですが、聞いたところ、やはり通信履歴というのと通信内容というのはそもそも密接不可分という見解が非常に多くありました。後ろから今ささやいていただきましたが、通信の日時とか送信先、送信元、それからヘッダーで大体のことはわかるということ、それから、そもそも内容は密接不可分であります。

私はやはり、二十一条二項の通信の秘密、これについてはきちんと保障されていかななくてはならないものだと思います。重ねて法務大臣に御答弁を求めます。

○江田国務大臣 このあたりになりますと、本当に私がよく完全に知っているという分野でないものですから、やや舌をかみそうにはなるんですが、本当に、今若い人たちを見ますと、ちゃっちゃかちゃちゃか、携帯でもブラインドタッチというんですか、大学の入学試験の会場にまで持ち込んでいろいろやるというようなことでありますから、到底足元にも私どもは及ぶことができない、そういう世界が広がっているということはよくわかつているつもりでございます。

その上で、通信事業者のデータの保管状況を、私も網羅的にもろろ把握しているわけじゃないんですが、一般には、送信メールの本文についてはプロバイダーのサーバーから直ちに削除される、受信メールの本文についても、プロバイダーの利用者においてダウンロードすればプロバイダーのサーバーから削除されるというものと承知をしております。送信と受信の扱いを別にするということは可能だと思われまして、通信履歴についてプロバイダーに対して保全要請を行うこと

によって、電子メールの本文について保全されるということには必ずしもならない。履歴を見れば中身はわかるという場合もそれはあるのかもしれないけれども、やはりそこは、履歴と内容とは違うものだと思う。密接な関連があるんだというのは、あるいはそういうことかも知れません。

○橋(秀)委員 通常、メールを打つときに、ヘッダーの方なり、そこにきちんと大体こういう内容で送りますよというのは当然つけるわけですので、正直、ちよつと納得のいく答弁ではありませんでした。

それでは、ちよつと時間がなくなってきましたので、先ほど辻先生もお話しされていたところであるんですが、今回、ネットワークに接続しているところについては、データのコピーができることになるとのこと。東京のパソコンを差し押さえて、ネットワークでつながっている支社であったり、あとはプロバイダーであったり、東京の一台が差し押さえられたら、九州だろうと、福岡だろうと仙台だろうと名古屋だろうと、どこでもとれてしまうということになると思います。

憲法三十五条というのは、物と場所の特定を言っております。この憲法三十五条との整合性についても御答弁いただければと存じます。

○江田国務大臣 三十五条との関係では、もちろん、何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び差し押さえを受けることのない権利というのは、三十三条の場合を除いて、正当な理由に基づいて発せられ、かつ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない、これはそのとおりでございます。ただ、その趣旨は、正当な理由、すなわち、その場所及び目的物につき搜索、押収を行う根拠が存在することをあらかじめ裁判官に確認していただいて、令状の上にそれを明示させて、恣意を封じようということだと理解をしております。

この点、これは細かく言い出しますと、随分こ

こに書いてあるものでも長いんですけども、自分の持っているパソコンからリモートアクセスといいますが、別のパソコンに行つて、そこでいろいろなデータを読み取る。読み取るだけのデータには差し押さえなどが適用されるということはない。そうではなくて、自分の持っているパソコンでアクセスをして、そして、そのデータについていろいろな変更ができる、自分が自分のパソコンでコントロールする、そういう中に入っているというものをコピーして差し押さえるというようなシステムだと理解をしております。

その部分については、もともとパソコンとさるにリモートアクセスについての特定があれば、これは憲法三十五条一項の令状主義の範囲内にとどまっておると思っております。憲法にも適合するものだと思うしております。

○橋(秀)委員 令状を請求する時点で、そこまでサーバーなりそうしたリモートアクセスのところが限定できるかどうか、これは非常に疑問であります。

第二に、現場の捜査官の判断でどこにアクセスをするようになるのか、こういう危険というのは私には物すごくあると思います。ストレージサーバーであれば限定をされるのでありますが、それ以外の部分については非常に懸念を持つところでもあります。

それでは最後に、やはりウイルス作成罪についてお伺いをしたいと思います。

冒頭申し上げたとおり、実際に使わなくても、つくただけで捕まるということであれば、表現の自由との兼ね合いであったり、さまざまなところでやはり疑義を持たざるを得ないということになります。

今回、修正も加えられて、正当なという要件もつきました。ただ、この二つの要件については、正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の目的でという、この二つであります。この正当な理由の事例、具体的にどういふものが想定されるのか。それから、不当の判断、どのよ

うに真つ当に行うことができるのか。そして二つの要件であります。無断で他人のコンピュータにおいて実行させる目的で、使つてもいらないのに目的でというのは、もう非常に恣意的な、主観的な判断にならざるを得ないと思うんですが、この点に関して、大臣、どうお考えになりますでしょうか。

○江田国務大臣 正当な理由があるかどうかをどういう基準で判断するか、そしてもう一つは、これは目的犯になつてゐるわけですが、目的というものもどういふもので、どういう基準なり方法で判断をするかというお尋ねでございますが、これは目的というものを一つちゃんととらえていて、しかし、それだけではやはりなお心配だということで正当な理由というのを付しているもので、この二つの部分はかなり重なる部分があると思っております。

いずれにせよ、行為の目的あるいは態様など諸般の事情を考慮して、その行為が正当防衛あるいは正当業務、そういう行為であるとか、あるいは相手方の同意があるとか、こうしたことになりまして、これは正当な理由がないということにはもちろんならないわけでありまして。

さらに、目的の点についても、当然、コンピュータウイルスの研究者とかあるいはウイルス対策ソフトの開発者が研究や実験の目的でつくつた、そして関係者のみで取り扱われるという場合は、これは目的にそもそも当たらないし、正当な理由もあるということになります。

その目的とか正当な理由とかというのをどういふ資料で把握するのかということも問題でございますが、単に内心の意図というだけで判断するということではなくて、例えば、ウイルスが作成されたパソコンを解析するといふいろいろな作成過程が出てきて、そこから合理的に推認される目的に関する意図といふものが出てきたり、あるいはその作成過程にあるメモといったもの、あるいはほかの人との、仲間でありとりしたメールといったもの、そういうようなものから客観性を持った認定

というものは可能だと思っております。

○橋(秀)委員 済みません、冒頭、諸般の事情を考慮してというところがあつたんですが、例えば極端な例を申し上げますと、江田法務大臣、パソコンを余り使わない、苦手というところで答弁されておきながら、それは実際にはウイルスをつくつてゐることを隠すため、そういうふうな判断をされたときには江田先生も捜査の対象になるというふうな懸念もあるんじゃないでしょうか。非常に主観的なものじゃないかと私は思います。

今回の質問を通じてますます、率直なところ、この法案について私は疑義を持ちました。またこの後慎重に審議されることを望みまして、質疑を終えたいと思ひます。

ありがとうございました。

○奥田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十七日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時十分散会

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条の三」を「第九十六条の六」に、「第十九章 印章偽造の罪(第百六十四条―第百六十八条)」を「第十九章 印章偽造の罪(第百六十四条―第百六十八条)」に、「第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪(第百六十八条の二・第百六十八条の三)」に改める。

第九十六条中「方法で」を「方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を」に、「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二十五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第九十六条の二を次のように改める。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二十五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

第九十六条の三の見出しを「公契約関係競売等妨害」に改め、同条第一項中「入札」の下に「で契約を締結するためのもの」を加え、「二年以下の懲役又は二十五十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二十五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、第二編第五章中同条を第九十六条の六とし、第九十六条の二の次に次の三条を加える。

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入

り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二十五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二十五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二編第十九章の次に次の一章を加える。

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪

(不正指令電磁的記録作成等)

第百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百七十五条中「図画」の下に「電磁的記録に係る記録媒体」を加え、「販売し」を削り、「又は二十五十万円以下の罰金若しくは科料に処する」を「若しくは二十五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する」に改め、同条後段を次のように改める。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

第百七十五条に次の一項を加える。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

第二百三十四条の二に次の一項を加える。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該

電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができ。

第百六条中「差押又は搜索は、差押状」を「差押え、記録命令付差押え又は搜索は、差押状、記録命令付差押状」に改める。

第百七条第一項中「差押状」の下に「記録命令付差押状」を加え、「差し押さえるべき物」を「差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」に改め、同条第二項中「前項の差押状」を「第一項の差押状、記録命令付差押状」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九十九条第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第百八条第一項中「差押状」の下に「記録命令付差押状」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判所書記を」を「裁判所書記官」に改め、同条第二項及び第四項中「差押状」の下に「記録命令付差押状」を加える。

第百九条中「裁判所書記は、差押状」を「裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状」に改める。

第百十条中「差押状」の下に「記録命令付差押状」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百十条の二 差し押さえるべき物が電磁的記

殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十条第一項(犯罪収益等隠

口 刑法第九十六條の五（加重封印等破棄等）の罪

百九条第一項 非現住建造物等放火 若しくは第百十條第一項（建造物等以外放火）の罪、同法第百十五條の規定により同法第百九條第一項若しくは第百十條第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪（同法第百十條第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。）の未遂罪

ハ 刑法第百三十七條（あへん煙吸食器具輸入等）若しくは第百三十九條第二項（あ

へん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法第四百十八条(通貨偽造及び行使等)若しくは第四百十九条(外国通貨偽造

及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第百五十三条(通貨偽造等準備)の罪

ホ 刑法第百五十五条第一項(有印公文書

偽造、若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第一百五十七条第一項（公正証書原本不実記載）の罪若しくはその未遂

罪若しくはこれらの罪(同法第百五十七
条第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同
法第百五十八条(偽造公文書行使等)の
罪、同法第百五十九条第一項(有印私文

書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第百六十一条(偽造私文書等行使)の罪又

は同法第六十一条の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

へ 刑法第六十二条(有価証券偽造等)又

は第百六十三条（偽造有価証券行使等）

の罪

ト 刑法第六十三条の二から第六十三
条の五まで(支払用カード電磁的記録不
正作出等、不正電磁的記録カード所持、
支払用カード電磁的記録不正作出準備、
未遂罪)の罪

チ 刑法第七十五条(わいせつ物頒布等)
の罪

リ 刑法第八十六条(常習賭博及び賭博
場開張等図利)の罪

又 刑法第九十七条から第九十七条の
四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、
第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、
あつせん収賄)の罪

ル 刑法第九十九条(殺人)の罪又はその
未遂罪

ヲ 刑法第二百四十四条(傷害)又は第二百五
条(傷害致死)の罪

ワ 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)又は
第二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪

カ 刑法第二百二十四条から第二百二十八
条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目
的等略取及び誘拐、身の代金目的略取
等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人
身売買、被略取者等所在国外移送、被略
取者引渡し等、未遂罪)の罪

ヨ 刑法第二百三十五条から第二百三十六
条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二
百三十八条から第二百四十一条まで(事
後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強
姦及び同致死)又は第二百四十三条(未遂
罪)の罪

タ 刑法第二百四十六条から第二百五十
条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、
準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪

レ 刑法第二百五十三條(業務上横領)の罪
ソ 刑法第二百五十六條第二項(盗品有償
譲受け等)の罪

ツ 刑法第二百六十条(建造物等損壊及び

同致死傷)の罪又は同条の例により処断
すべき罪

三 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告
第三十二号)第一条から第六条まで(爆発物
の使用、製造等)の罪

四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証
券偽造変造及び模造に関する法律(明治三
十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、
第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三
条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若
しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれら
の罪の未遂罪

五 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三
十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印
紙等の使用等)の罪

六 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五
年法律第六十号)第一条ノ第二項(加重傷
害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ
三(常習傷害等)の罪

七 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭
和五年法律第九号)第二条から第四条まで
(常習特殊強盗、常習累犯強盗、常習
強盗致傷等)の罪

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律(昭和十八年法律第四十三号)第十八条第
二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百
三十二号)第九十九条の六第一号(損失補填
に係る利益の收受等)の罪

十 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十
一号)第六十三條(暴行等による職業紹介
等)の罪

十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六
十四号)第六十條第一項(児童淫行)の罪

十二 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五
号)第八十五條第一項(切手類の偽造等)の
罪又はその未遂罪

十三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第
二十五号)第九十七條(虚偽有価証券届出

書等の提出等)、第九十七條の二第十一
号から第十三号まで(内部者取引等)又は第
二百条第十四号(損失補填に係る利益の収
受等)の罪

十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律(昭和二十三年法律第百二十
二号)第四十九條第一号(無許可営業)の罪

十五 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二
十四号)第二十四條の三(使用等)の罪

十六 船員職業安定法(昭和二十三年法律第
百三十号)第一百一十條(暴行等による職業紹
介等)の罪

十七 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八
号)第三十條(無資格競馬等)又は第三十二
條の二後段(加重収賄)の罪

十八 消費生活協同組合法(昭和二十三年法
律第百二十号)第九十八條の四(損失補填に係
る利益の收受等)の罪

十九 医療法(昭和二十三年法律第百二十五
号)第七十一條の七から第七十一條の十まで
(役員の特別背任、代表社会医療法人債権
者等の特別背任、未遂罪、虚偽文書行使
等)又は第七十一條の十二第一項(社会医療
法人債権者の権利の行使に関する収賄)の
罪

二十 自転車競技法(昭和二十三年法律第
二百九号)第五十六條(無資格自転車競走等)
又は第六十條後段(加重収賄)の罪

二十一 水産業協同組合法(昭和二十三年法
律第百四十二号)第二百九條の三第一
号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十二 中小企業等協同組合法(昭和二十四
年法律第百八十一号)第二百九條の三(損失
補填に係る利益の收受等)の罪

二十三 協同組合による金融事業に関する法
律(昭和二十四年法律第百八十三号)第十
條の二(損失補填に係る利益の收受等)の
罪

二十四 弁護士法(昭和二十四年法律第百

五号)第七十七條第三号(非弁護士の法律事
務の取扱い等)又は第四号(業として行う譲
り受けた権利の実行)の罪

二十五 外国為替及び外国貿易法(昭和二十
四年法律第二百二十八号)第六十九條の六
(国際的な平和及び安全の維持を妨げるこ
ととなる無許可取引等)の罪

二十六 小型自動車競走法(昭和二十五年法
律第百八十八号)第六十一條(無資格小型自動
車競走等)又は第六十五條後段(加重収賄)
の罪

二十七 商品先物取引法(昭和二十五年法律
第百三十九号)第三百六十三條第九号(損
失補填に係る利益の收受等)の罪

二十八 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年
法律第百三十三号)第三条の違反行為に係る
同法第二十四條第一号(無登録販売等)の罪
又は同法第二十四條の二第一号(興奮等の
作用を有する毒物等の販売等)の罪

二十九 投資信託及び投資法人に関する法律
(昭和二十六年法律第百九十八号)第二百
十八條(執行役員等の特別背任)、第二百
十八條の二(代表投資法人債権者等の特別
背任)、第二百三十條(虚偽文書行使等)、
第二百三十四條第一項(投資主等の権利の
行使に関する収賄)、第二百三十六條第二
項(投資主の権利の行使に関する利益の受
供与)若しくは第四項(投資主の権利の行使
に関する利益の受供与等)についての威迫行
為)又は第二百四十三條第二号(損失補填に
係る利益の收受等)の罪

三十 信用金庫法(昭和二十六年法律第百
三十八号)第九十條の四の二(損失補填に係
る利益の收受等)の罪

三十一 モーターボート競走法(昭和二十六
年法律第百四十二号)第六十五條(無資格
モーターボート競走等)又は第七十二條後
段(加重収賄)の罪

三十二 覚せい剤取締法第四十一條の三(覚

醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一条の四(管理外覚醒剤の施用等)、第四十一条の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋の罪)

三十三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長、第七十三条の三(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード等所持)、第七十三条の五(在留カード偽造等準備)、第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集団密航者の収受等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四条の八第二項(営利目的の不法入国者等の藏匿等)の罪若しくはその未遂罪)

三十四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五条の二の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

三十五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の三(ジアセチルモルヒネ等の施用等)又は第六十六条の二(麻薬の施用等)の罪

三十六 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)、第三十一条の二(銃砲弾の無許可製造)若しくは第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)の罪又は銃砲の製造に係る同条第四号(銃砲の無許可製造)の罪

三十七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第百条の四の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

三十八 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百八条の四から第百九条の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入しては

ならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等)の罪

三十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五号(高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保証料がある場合の高金利等)若しくは第八条第一項(高金利等の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪

四十 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重取賄の罪)

四十一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

四十二 売春防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困惑等による売春)、第八条第一項(対償の収受等)、第十条(売春をさせる契約)、第十二条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第十三条(資金等の提供)の罪

四十三 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(拳銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(銃砲の所持等、拳銃等の輸入の予備、拳銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び銃砲以外の銃砲等の所持)、第二号(拳銃部品の所持)若しくは第三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一

条の十八第一号(拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪

四十四 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第百九十六条又は第百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪

四十五 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の侵害)の罪

四十六 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第八十三条の九(業として行う指定薬物の製造等)又は第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪

四十七 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十一条(設立委員の特別責任)又は第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する収賄)の罪

四十八 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百九条(著作権等の侵害等)の罪

四十九 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死又は第四条(航空機の運航阻害)の罪

五十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第一号(無許可廃棄物処理業)、第七号(名義貸し)、第八号(廃棄物処理施設の無許可設置)、第十三号(産業廃棄物の処理の受託)若しくは第十四号(不法投棄の罪)又は同号に掲げる罪に係る同条第二項(不法投棄の罪に係る未遂罪)の罪

五十一 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機の墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪

五十二 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一

条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

五十三 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第百一十一号)第五条(開設等)の罪

五十四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補填に係る利益の収受等)の罪

五十五 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪

五十六 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪

五十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八号(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十一条に係る同法第五十九条第一号(禁止業務)についての労働者派遣事業の罪

五十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書所持、特別永住者証明書偽造等準備)の罪

五十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪

六十 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪

六十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第五号(損失補填に係る利益の収受等)の罪

六十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪

六十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律(第五号)発散又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪

六十四 保険業法(平成七年法律第五号)第三十七号の二第二号(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二十二条(取締役等の特別背任)、第三百二十三条(代表社員債権者等の特別背任)、第三百二十五条(虚偽文書行使等)、第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する収賄)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)について(威迫行為)の罪

六十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生)の罪

六十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪

六十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投票又は第三十七条後段(加重収賄)の罪

六十八 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百九十七条第一号(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二条(取締役等の特別背任)、第三百三条(代表社員債権者等の特別背任)、第三百五条(虚偽文書行使等)、第三百九条第一項(社員等の権利の行使に関する収賄)又は第三百十一条第三項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第六項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与等)について(威迫行為)の罪

六十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六十七号(一種病原体等の発散)、第六十八号第一項から第三項まで(一種病原体等の輸入)、第六十九号(一種病原体の所持等)又は第七十条(二種病原体等の輸入)の罪

七十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条(児童買春周旋)、第六条第二項(業として行う児童買春勧誘)、第七条第四項から第六項まで(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

七十一 民事再生法(平成十一年法律第二十二号)第二百五十五号(詐欺再生)の罪

七十二 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第四十六号)第十六号(人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪

七十三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十八号第一項(加入者の権利の行使に関する収賄)の罪

七十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十九号の二(二)損失補填に係る利益の收受等の罪

七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(第二条(資金提供)又は第三条(資金収集)の罪

七十六 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六号(詐欺更生)の罪

七十七 仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第五十条から第五十二号まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄)の罪

七十八 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五号(詐欺破産)の罪

七十九 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第九十四号第七号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

八十 会社法第九百六十条から第九百六十二条まで(特別背任、未遂罪)、第九百六十四条(虚偽文書行使等)、第九百六十八条第一項(株主等の権利の行使に関する収賄)又は第九百七十条第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等)について(威迫行為)の罪

八十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四号(理事等の特別背任)の罪

八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条から第七号まで(放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪

八十三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三号第一項第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

八十四 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(第三条第一項から第三項まで(船舶の強取等)又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪

(刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正)

第四条 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(適用対象)

第一条の二 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。

第二条第二項中「わからない」を「分らない」に、「官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して」を「政令で定める方法によつて」に改め、ただし書を削る。

(国際捜査共助等に関する法律の一部改正)

第五条 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

一 関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。

二 鑑定を嘱託すること。

三 実況見分をすること。

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。

五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間(延長する場合に、通じて六十日を超えない期間)を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

第八条第二項中「差押え」の下に、「記録命令付差押え」を加える。

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正)

第六条 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一」を「い」に改め、同条

に次の一項を加える。

2 前項第一号の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第六条の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国において効力を生ずる日
- 三 附則第五十八条の規定 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号) 同条及び附則第五十九条において「児童買春等処罰法一部改正法」という。)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号) 同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号) 同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

(経過措置)
第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三

項まで、第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外で行われたと見たならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に關して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法(以下「新組織的犯罪処罰法」という。)第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪
- 二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百九十八号)の四(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二百四十三条第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 四 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する収賄)の罪
- 五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)の罪
- 六 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する収賄)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)の威迫行為の罪
- 七 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五十五号)第二百九十七号第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

第三条 新組織的犯罪処罰法の規定の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法第十三条第二項各号に掲げる罪とみなす。

一 破産法(平成十六年法律第七十五号)附則第六条前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における同法附則第二条の規定による廃止前の破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四条(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪及び同法第三百七十八号(第三者の詐欺破産)の罪

二 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第七十六号)以下この条において「破産法整備法」という。)附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百三十九号第一項(協同組織金融機関の理事等の詐欺更生)及び第二項(相互会社の取締役等の詐欺更生)並びに第五百四十号第一項(協同組織金融機関に關する第三者の詐欺更生)及び第二項(相互会社に關する第三者の詐欺更生)の罪

三 破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第一条の規定による改正前の民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百四十六号(詐欺再生)及び第二百四十七号(第三者の詐欺再生)の罪

四 破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第二条の規定による改正前の会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百五十五号(詐欺更生)及び第二百五十六号(第三者の詐欺更生)の罪

第四条 新組織的犯罪処罰法の規定(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)第一号及び附則第十八条において「特定資産流動化法等一部改正法」という。)附則第六十五号、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

る法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十二号)第二号及び附則第二十条において「職業安定法等一部改正法」という。)附則第十二条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三号及び附則第三十五条において「一般社団・財団法人法等整備法」という。)第四百五十七号又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第四号及び附則第三十八条において「証券取引法等一部改正法整備法」という。)第二百七十七号の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

- 一 特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五号の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十五号第一項並びに第二百三十六号第二項及び第四項の罪
- 二 職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)附則第六項の罪
- 三 一般社団・財団法人法等整備法第四百五十七号の規定によりなお従前の例によることとされている場合における一般社団・財団法人法等整備法第一条の規定による廃止前の中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第五百五十七号の罪
- 四 証券取引法等一部改正法整備法第二百十七

条の規定によりなお従前の例によることとされ、
法整備法第一条の規定による廃止前の金融先
物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第百
四十八条の罪

第五條 出入国管理及び難民認定法及び日本国と
の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等
の出入国管理に関する特例法の一部を改正する
等の法律(平成二十一年法律第七十九号)以下
この条及び附則第五十七条において「入管法等
一部改正法」という。の施行の日が施行日後と
なる場合には、入管法等一部改正法の施行の日
の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別
表第三十三号及び第五十八号の規定の適用につ
いては、同表第三十三号中「第七十三号の二第
一項(不法就労助長)、第七十三号の三(在留
カード偽造等)、第七十三号の四(偽造在留カー
ド等所持)、第七十三号の五(在留カード偽造等
準備)」とあるのは「第七十三号の二(不法就労助
長)」と、同表第五十八号中「日本国との平和条
約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国
管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)
第二十六号から第二十八号まで(特別永住者証
明書偽造等、偽造特別永住者証明書所持、特
別永住者証明書偽造等準備)の罪」とあるのは
「削除」とする。

第六條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
日の前日までの間における刑事訴訟法第五百十
七条の四第二項の規定の適用については、同項
中「以下同じ」とあるのは、「第三百十六号の十
四第二号を除き、以下同じ」とする。

第七條 第六條の規定による改正後の不正アクセ
ス行為の禁止等に関する法律第八條第二項の規
定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
日以後に日本国について効力を生ずる条約によ
り日本国外において犯したときであっても罰す
べきものとされている罪に限り、適用する。
第八條 施行日前にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す
る法律の一部改正)

第九條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「禁錮」を「禁固」に改
め、同号ハ中「第一号又は第二号」を「第五号又
は第六号」に改め、同項第四号中「覚せい剤」を
「覚醒剤」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七
年法律第百三十八号)の一部を次のように改正
する。

第十三條の見出し中「差押」を「差押え」に改
め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差
押状の執行を含む。)」を「差押え(差押状の執行
を含む。)、記録命令付差押え(記録命令付差押
状の執行を含む。)」に改め、同条ただし書中「但
し」を「ただし」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事
裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事
特別法の一部改正)

第十一條 日本国における国際連合の軍隊に対す
る刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴
う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五
号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「差押」を「差押え」に改め、
同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状
の執行を含む。)」を「差押え(差押状の執行を含
む。)、記録命令付差押え(記録命令付差押状の
執行を含む。)」に改め、同条ただし書中「但し」
を「ただし」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関す
る協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十二條 日本国における国際連合の軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二
十九年法律第百五十一号)の一部を次のように
改正する。

第五條の見出し中「差押」を「差押え」に改め、
同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状
の執行を含む。)」を「差押え(差押状の執行を含
む。)、記録命令付差押え(記録命令付差押状の
執行を含む。)」に改め、同条ただし書中「但し」
を「ただし」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律の一部改正)

第十三條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措
置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二
号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号ハ中「禁錮」を「禁固」
に、「同項第七号」を「同項第十一号」に、「同条
第一項第七号」を「同条第一項第十一号」に改め
る。

(民事執行法の一部改正)

第十四條 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)
の一部を次のように改正する。

第六十五條第三号中「第九十六條の三」を「第
九十六條の五」に改め、「第百九十八條」の下に
「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等
に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第
三條第一項第一号から第四号までに係る部
分に限る。」を加える。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為
を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び
向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部
改正)

第十五條 国際的な協力の下に規制薬物に係る不
正行為を助長する行為等の防止を図るための麻
薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように
改正する。

第十二條中「前条第一項各号」の下に「又は第

四項各号」を、「第十一條第一項各号」の下に「又
は第三項各号」を加える。

(財務省設置法の一部改正)

第十六條 財務省設置法(平成十一年法律第九十
五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項ただし書中「差押え」の下に
「記録命令付差押え」を、「同法」の下に「第百
九十七條第三項の規定による求め並びに同法」
を加える。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一
部改正)

第十七條 犯罪捜査のための通信傍受に関する法
律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次の
ように改正する。

別表第九号中「第三條第一項第三号」を「第三
條第一項第七号」に改める。

(特定資産流動化法等の一部改正法の一部改正)

第十八條 特定資産流動化法等一部改正法の一部
を次のように改正する。

附則第六十六條を次のように改める。

第六十六條 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第十九條 証券取引法等の一部を改正する法律
(平成十五年法律第五十四号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条中「施行日」を「この法律の施行の
日(以下「施行日」という。)」に改める。

附則第二十九條及び第三十條を次のように改
める。

第二十九條及び第三十條 削除

(職業安定法等一部改正法の一部改正)

第二十條 職業安定法等一部改正法の一部を次の
ように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を
改正する法律の一部改正)

第二十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第四条中「及び附則第十八条」を削る。

附則第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条 削除

(貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

附則第十条中「前条」を「第八条」に改める。

附則第十八条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三条中「並びに附則第七条及び第八条」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

(海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二百二十四条を次のように改める。

第二百二十四条 削除

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七條 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十條 刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第二項第一号イの改正規定、同法別表第一第四号ニ中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号中トをルとし、ヘをヌとし、ホをヘとし、ヘの次にトからリまでを加える改正規定、同表第四号ニの次にホを加える改正規定、同表中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に三号を加える改正規定、同表第四号の次に一号を加える改正規定及び同法別表第二第八号の改正規定を削る。

附則第一条第四号を次のように改める。

四 削除

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一條 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条中「前三条」を「附則第二条」に改める。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条中「前三条」を「附則第二条」に改める。

附則第六条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法」に改める。

附則第十三条及び第十四条を削る。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十二條 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二第二号、第三号、第十四号から第十六号まで及び第二十号の改正規定並びに同表に一号を加える改正規定を削る。

第四百四十五条第二項を削る。

附則第三号を削る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削る。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四條 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

(一般社団・財団法人法等整備法の一部改正)

第三十五條 一般社団・財団法人法等整備法の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(意匠法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六條 意匠法等の一部を改正する法律(平

成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条第三項中「一部施行日以後を」前条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に改める。

附則第九条及び第十号を次のように改める。

第九条及び第十号 削除

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。))に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで 削除

(証券取引法等の一部改正法整備法の一部改正)

第三十八条 証券取引法等の一部改正法整備法の一部を次のように改正する。

第百七十八号及び第百七十九号を次のように改める。

第百七十八号及び第百七十九号 削除

附則第二条及び第三号を次のように改める。

二及び三 削除

(薬事法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二号 削除

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十号 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新組織的犯罪処罰法」を「この法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に改める。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正)

第四十二号 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条 削除

(貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四号 貸金業の規制等に関する法律等の一

部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号及び第六号を削る。

附則第二十九号を次のように改める。

第二十九号 削除

附則第五十五号及び第五十六号を次のように改める。

第五十五号及び第五十六号 削除

(モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十五号 モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六号を次のように改める。

第十六号 削除

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第四十六号 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号。次条第二項において「犯罪収益移転防止法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号を削る。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(調整規定)

第四十七号 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日が施行日後となる場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第五号を削る。

第十一条第一項中「 収税官吏、税関職員、徴税吏員 」を「 税関職員 」に、「 第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四条に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改める。	第十一条第一項中「 収税官吏、税関職員、徴税吏員 」を「 税関職員 」に、「 第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四条に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改める。
附則第一条第五号を削る。	附則第一条第五号を削る。
附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。	附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。
第三条 削除	第三条 削除
附則第四条の前に見出しとして「 (経過措置) 」を付する。	附則第四条の前に見出しとして「 (経過措置) 」を付する。

2 前項の場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち次の表の上欄に掲げる犯罪収益移転防止法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項の改正規定	「 収税官吏、税関職員、徴税吏員 」を「 税関職員 」に、「 第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは
	改め

附則第三条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、附則第四条の前に見出しを付する改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定	くは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条に改め 附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 第三条 削除 附則第四条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。 附則の次に次の別表を加える。	附則の次に次の別表を加える。
---	--	----------------

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正)

第四十八条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十六条第一項中「前三条(第五十三条第二項を除く。次項において同じ。)のいずれか」を「第五十三条第一項又は第五十四条」に改め、同条第二項中「前三条のいずれか」を「第五十三条第一項又は第五十四条」に改める。

附則第一条ただし書を削る。

(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第四十九条 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(種苗法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十条 種苗法の一部を改正する法律(平成十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第五十一条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

附則第八十一条中「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の下に「(平成十一年法律第三十六号)」を加える。

(水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十二条 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三条中「施行日以後」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後」に改める。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

(自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 自転車競技法及び小型自動車競走法

の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

(銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十四条 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正)

第五十五条 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条の前の見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第六条を削る。

(商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号及び第五号を削る。

附則第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

附則第二十八条中「前条」を「第二十五条」に改める。

附則第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

改める。

第三十四条及び第三十五条 削除

(入管法等一部改正法の一部改正)

第五十七条 入管法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号及び第七号を削る。

附則第二条中「第三号施行日」を「前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)に改める。

附則第四十四条第六号を削る。

附則第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

第五十四条及び第五十五条 削除

(児童買春等処罰法一部改正法の一部改正)

第五十八条 児童買春等処罰法一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第五十九号」を「第七十号」に、「第七号(児童ポルノ頒布等)」を「第七号第四項から第六項まで」に、「第七号第五項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)」を「第七号第六項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等の目的による製造等)」若しくは第七項(児童ポルノの不特定又は多数の者に対する提供等の目的による外国への輸入等)を「第七条第五項から第七項まで」に改める。

附則第六条を削る。

(調整規定)

第五十九条 児童買春等処罰法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定(同表第七十号に係る部分に限る。)中「第七号第四項から第六項まで」とあるのは、「第七号第五項から第七項まで」とし、附則第二十七条及び前条の規定は、適用しない。

(労働者派遣法等一部改正法の一部改正)

第六十条 労働者派遣法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第十四条第十二号中「第四十八号」を「第五十七号」に改める。

(調整規定)

第六十一条 労働者派遣法等一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定(同表第五十七号に係る部分に限る。)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。

(不正競争防止法一部改正法の一部改正)

第六十二条 不正競争防止法一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第十一条第一項を『第十八条第一項』に、」を削り、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に改める。

附則第四条及び第五条を削る。
(調整規定)

第六十三条 不正競争防止法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法第二条第二項第三号の改正規定中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「当該罪」を「、当該罪」とし、附則第三十六条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)」に改める。

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

理由

近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、及びサイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設その他の処罰規定の整備を行うとともに、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行い、並びに悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定の整備を行うほか、所要の規定の整備

備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年五月三十一日印刷

平成二十三年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F